

2023年4月入学生用 教職課程説明資料

(情報学部)

1. 免許状の種類及び教科

学 科	免許状の種類及び教科
情 報 学 科	高等学校教諭一種免許状 (情報)
	高等学校教諭一種免許状 (工業)

2. 免許状取得資格

(1) 基礎資格と最低修得単位数

教育職員免許状を取得するための基礎資格は学士の学位を有すること。

その他に、教育職員免許法に定められた「大学における最低修得単位数」の科目として「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「文部科学省令で定める科目」の単位を修得が必要。単位数は次の通り。

免許状の種類	基礎資格	本学における最低修得単位数		
		教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	文部科学省令で定める科目
高等学校教諭一種免許状 (工業・情報)	学士の学位を有すること	24	35	12

(2)教育の基礎的理解に関する科目等

★工業(高校) 認定学科 : 情報

施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位数	1年次		2年次		3年次		4年次	
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
					教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	◎	○			
の道徳、相談等及び総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	8	◎			○			○			
関する実践科目	教育実習	3	○						○	○		
	教職実践演習	2	○								○	
計			23	24								

※◎○は必修科目

★開講時期は、変更になることもあるので、時間割等で十分確認すること

☆◎は4年次に教育実習に行くために3年次までに取得すべき必修科目

★「工業」免許状の取得方法について(特例)

高等学校教諭の工業の普通免許状の授与を受ける場合は、同表に掲げる科目についての単位数の全部又は一部の単位の修得は、当分の間、当該免許状に係る「教科に関する専門的事項」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。

(改正免許法施行規則第5条第1項表備考第6号)

ただし、本学では、できる限り上記によらない正規の方法で教員免許状を取得するよう指導しています。

★情報(高校) 認定学科 : 情報

施行規則に定める科目区分等			授業科目	単位数	1年次		2年次		3年次		4年次	
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
					教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	◎	○			
の道徳、相談等及び総合的な学習の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	8	◎			○			○			
関する実践科目	教育実習	3	○						○	○		
	教職実践演習	2	○								○	
計			23	24								

※◎○は必修科目

★開講時期は、変更になることもあるので、時間割等で十分確認すること

☆◎は4年次に教育実習に行くために3年次までに取得すべき必修科目

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

★情報学科
「工業」

※ ○印の付いた授業科目は、免許取得上の必修科目である。

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	備考
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	工業の関係科目	各項目についてそれぞれ1単位以上計35単位	オペレーティングシステム	2	
			情報理論	2	
	職業指導		○ 電気回路入門	2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			○ 電気回路Ⅰ	2	
			○ 電子回路Ⅰ	2	
			○ 電子通信計測	2	
			○ デジタル回路	2	
			制御工学	2	
			ものづくり教室	2	
			○ 電子情報基礎実験Ⅰ	2	
			○ 電磁気学入門	2	
			○ 電磁気学Ⅰ	2	
			電磁気学Ⅱ	2	
			電磁気学Ⅲ	2	
			○ 材料物性工学	2	
			情報通信工学Ⅰ	2	
			情報通信工学Ⅱ	2	
			通信工学演習	2	
			電磁波工学	2	
			伝送工学	2	
			通信法規	2	
			電気回路Ⅱ	2	
			電気回路Ⅲ	2	
			電子回路Ⅱ	2	
			情報通信実験Ⅰ	1	
			情報通信実験Ⅱ	1	
			電子デバイス工学	2	
			○ 工業教育概論	2	
			○ 職業指導Ⅰ	2	
			○ 職業指導Ⅱ	2	
			○ 工業科教育法Ⅰ	2	☆
			○ 工業科教育法Ⅱ	2	☆

☆「工業」免許状の取得方法について(特例)

高等学校教諭の工業の普通免許状の授与を受ける場合は、同表に掲げる「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」についての単位数の全部又は一部の単位の修得は、当分の間、当該免許状に係る「教科に関する専門的事項」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。(改正免許法施行規則第5条第1項表備考第6号)

ただし、本学では、できる限り上記によらない正規の方法で教員免許状を取得するよう指導しています。

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

★情報学科

「情報」

※ ○印の付いた授業科目は、免許取得上の必修科目である。

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	備考
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	各項目についてそれぞれ1単位以上計35単位	科学技術者倫理	2	
	コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)		○ 情報セキュリティ	2	
			○ プログラミング基礎	2	
			離散数学	2	
			論理数学	2	
			データ構造とアルゴリズムⅡ	2	
			コンピュータ基礎	2	
情報システム (実習を含む。)	○ データベース	2			
情報通信ネットワーク (実習を含む。)	○ オブジェクト指向技術	2			
マルチメディア表現・マルチメディア技術 (実習を含む。)	○ コンピュータネットワーク	2			
	音響・音声情報処理	2			
	画像情報処理	2			
情報と職業	○ マルチメディア概論	2			
	コンピュータグラフィックス	2			
	音楽情報処理	2			
	○ 情報と職業	2			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○ 情報科教育法Ⅰ	2			
	○ 情報科教育法Ⅱ	2			

(4) 文部科学省令で定める科目

文部科学省令で定める科目	最低修得 単 位 数	本学の授業科目	単位数	備 考
日本国憲法	2	◎日本国憲法	2	必修
体育	2	◎健康スポーツ教育Ⅰ	1	これら2科目より 1科目選択・ 必修
		◎健康スポーツ教育Ⅱ	1	
		◎健康科学概論	2	必修
外国語コミュニケーション	2	◎イングリッシュコミュニケーションⅢ	2	必修
		◎イングリッシュコミュニケーションⅣ	2	
情報機器の操作	2	◎情報処理基礎	2	必修
計	8	計	11	